明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（五九）　一
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（六〇）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
新型コロナウイルス感染症対策本部の設置に関する公示（内閣）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五九号）（厚生労働省）

1　ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二三項の四種病原体等に指定することとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症について、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三一条から第三三条まで、第四四条の二（第三項を除く。）、第四四条の三、第四四条の五の規定等を準用することとし、所要の読替規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

政　令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三　ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条」を「第三十七条まで」に改め、「第四十四条まで」の下に「、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五」を加え、「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第八号、第九号」を削り、「、第六十三条の二、第六十四条第一項」を「から第六十四条まで」に改め、同条の表法第三十条の項の次に次のように加える。